

身体的拘束の最小化に取り組んでいます

私たちは

「身体拘束ゼロ」

を目指しています

心と心をつなぐ



患者さんの尊厳を守り、安全で安心できる医療・看護の提供に努めます。
やむを得ず身体的拘束を行う場合には、下記の3要件をすべて満たす場合に、
最小限の方法・時間で実施します。

身体的拘束を行う場合の3要件

- 1 切迫性 患者さん本人または他の患者さん等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- 2 非代替性 身体的拘束その他の行動制限を行う以外に、代替する介護・医療方法がないこと。
- 3 一時性 身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

当院の取り組み

- 1) 身体的拘束最小化検討委員会構成メンバー
医師・看護師・薬剤師・リハビリテーションスタッフ・社会福祉士
- 2) 委員会開催と内容
1ヶ月毎の開催と病棟ラウンド・病棟の身体的拘束現状報告と廃止に向けた事例報告・データ報告・年2回の職員全体研修の実施
- 3) 全体研修の意義
身体拘束をゼロにすることは、単なる目標ではなく、患者さんの尊厳を守るという医療の原点に立ち返り、スタッフの意識、行動、組織の風土を変えていく。また、身体拘束に関する基礎知識を学び、身体拘束の三原則(切迫性・非代替性・一時性)や、その適応基準などを学ぶ。
- 4) 院内ラウンド
身体拘束最小化チームにより、1カ月に1回のラウンドで患者さんの状況を検討します。
拘束が解除できない理由を複数の視点から見直します。